移動等円滑化取組計画書

2021年6月30日

住 所 福岡市博多区博多駅前3丁目25-21 事業者名 九州旅客鉄道株式会社 代表者名(役職名及び氏名) 代表取締役社長執行役員 青柳 俊彦

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

バリアフリー法に基づく駅の段差解消に向けて、関係自治体との協議が整っている駅について、2021年度にスロープやエレベーターを計4駅、多目的トイレを計3駅で整備するほか、ダブルラッチ化による段差解消を1駅で実施します。また、内方線付き点状ブロックを計4駅で整備します。

車両については、車両の老朽取替及び客室内の大規模な更新工事に合わせて移動 円滑化ガイドラインに沿った対応を行っており、今後も行っていく予定です。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ①有人駅については駅係員等が乗降のお手伝いを行い、無人駅では、乗降のお手伝いの受付を当日または事前に承っています。事前にご連絡いただけるとスムーズに乗降のお手伝いができる体制を整えています。
- ②駅設置モニターやSNS、アプリ、ホームページ等において運行情報を発信しています。
- ③社員に対してお身体の不自由なお客さまサポートの教育を引き続き実施します。

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施	計 画 内 容
設及び車両等	(計画対象期間及び事業の主な内容)
高城駅、佐土原駅	バリアフリー対応のエレベーターによる段差解消。
中判田駅、坂ノ市駅	スロープ(駅構内通路)による段差解消。
高城駅、佐土原駅、 浜崎駅	バリアフリー対応の多目的トイレを設置。
浜崎駅	ダブルラッチ化による段差解消。
宇美駅、直方駅、 唐津駅、本城駅	内方線付き点状ブロックを整備。
821 系電車	新型車両の821系電車を3編成(9両)導入。
YC1 系	新型車両の YC1 系を 12 両導入。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計画内容
N K	(計画対象期間及び事業の主な内容)
駅、列車ご利用時の	スロープ (渡り板) を用いた車椅子ご利用のお客さまの乗降の介
介助	助、ことば・耳の不自由なお客さまの筆談対応など、きっぷの販
	売、通路の誘導、乗降の介助などに関してお客さまのご要望に応
	じたお手伝いを行います。
定期検査	移動円滑化基準に適合した車両について、導入時と同等の機能を 維持するため、定期的な検査を行い必要な措置を講じます。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降の介助	有人駅については駅係員等が乗降のお手伝いを行い、無人駅では、乗降のお手伝いの受付を当日または、事前に承っています。 事前にご連絡いただけるとスムーズに乗降のお手伝いができる体制を整えています。(継続実施)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降の介助	乗降のお手伝いが必要なお客さまについては、駅係員等がお手伝いする旨のご案内と、事前連絡していただくための連絡先を JR 九州ホームページ及びポスター等でお知らせします。(継続実施)
情報提供ツールの 駅設置モニターや SNS、アプリ、ホームページ等において 拡充 報を発信します。(継続実施)	
車内案内表示の 設置	821 系電車 3 編成(9 両)、YC1 系 12 両の新製(2021 年度)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計画内容
\1 \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(計画対象期間及び事業の主な内容)
接客研修の実施	新入社員及び駅係員、車掌、運転士に対して、現在も実施しているお身体の不自由なお客さまのサポートを含む接遇ロールプレイング研修を、引き続き実施します。(継続実施)
障害者が参画する 研修の実施	現在実施している、鉄道利用時に困難と感じることや実際の事例について障害当事者の話を聞くとともに、お身体の不自由なお客さまへの適切なサポート技術、知識及び接遇マインドを習得する研修を、引き続き実施します。(継続実施)
接遇に関する民間 資格の取得推進	鉄道事業に従事する社員の「サービス介助士」に関する資格受験 を当社で計画的に実施し当該資格の取得を推進します。 (継続実施)
乗務員(車掌、運転 士)に対する教育	お身体の不自由なお客さま(車いす、視覚、聴覚)への応対について継続した指導を行うとともに、車いすを使用した実設訓練を実施します。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適 正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
「声かけ・サポート」運動の実施	鉄道をご利用になるお客さまが安全、かつ安心して駅等の施設を ご利用していただくために、お困りになっているお客さまへ積極 的に社員からお声かけする、またご利用のお客さまにもお困りの 方に対して助け合いのご協力を呼びかける取り組み「声かけ・サ ポート」運動を実施しています。また、同取り組みのポスターを 駅に設置しています。(継続実施)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・移動等円滑化のための措置に関し、事前の検討段階においてパブリックコメント等 の機会を設け、高齢者、障害者等の意見を聞くなど、可能な限りその意見を反映さ せるための措置を講じます。
- ・社内にて移動等円滑化に関する担当者会議を開くなど、移動等円滑化の推進体制を 引き続き強化していきます。
- ・お身体の不自由なお客さま向けに予約方法、駅の設備等の最新のバリアフリー情報 をホームページ上で発信します。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変更内容	理由
高城駅、佐土原駅、 坂ノ市駅、中判田駅	整備完了年度の変更	新型コロナウィルス感染拡大 の影響による事業遅延

V	その他計画に関連する事項
	